

二万七千人の声響く

10・14大集会(明治公園)

「教育基本法改悪法案をみんなの力をあわせて廃案に追い込みましょう」の訴えに二万七千人の大きな拍手と「よし」の声が響き渡りました。この大集会に、私も参加(左写真)してきました。

政府が前の国会に提出した教育基本法改定案は、子どもたちの未来を、奪い憲法に反する二つの大問題をもつてい



2006.10.14教育基本法改悪反対集会会場(右前:奥富)

ることが明らかになっていきます。一つは、「愛国心」など強制することは、憲法第十九条に保証された国民の内心の自由を侵害する行為です。

いまひとつは、いまの教育基本法第一〇条「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」を改変し、国家権力が教育内容に無制限に介入できるようにするものです。

戦前の軍国主義教育の反省のもと、時の政府が教育・文化に直接介入することのないように、定めた第一〇条の条文をひっくり返すものです。

これは、北朝鮮を異常な国と、圧倒的多数の日本国民が感じていますが、戦前の軍国主義日本も、国内では発言の自由、行動の自由が極端に制限され、経済も行き詰まり、

世界の人びとには異常な国として、みられていました。そういう社会に戻そうする流れそのものです。

この間、私たちに勇気と希望を与えてくれた動きがありました。早くから福生市でも実施されていることですが、東京都で行われている「日の丸・君が代」の無法な強制に対して、九月二十一日、東京地裁が、違憲・違法との画期的な判決を下したことです。

国家が、子どもたちに、「心」や「愛」を強制してはなりません。そうした心情は、一人ひとりの子どもたちを大切に、その「人格の完成」をめざす教育の自由な営みのなかで、培われるものです。

政治が行うべき事は、立ち入ることが許されない子どもたちの内心に土足でふみこみ、「愛」を強制することでは



2006.10.14教育基本法改悪反対集会会場(明治公園)

だことが証明されています。

ありません。どの子どもたちにも、愛するに足ると実感できる国をつくるために力を尽くすことこそ、政治の本来の仕事です。あわせて、東京地裁の判決文では、「日の丸・君が代」の強制を、国家権力による教育への「不当な支配」を排除した教育基本法第一〇条に違反するとして、きびしくしりぞけていることも、きわめて大切です。

東京都がやっているように、「通達」で事細かに卒業式や入学式の式次第を決めて、強要するようやり方は、まさに教育基本法第一〇条のいう「不当な支配」にあたり、憲法が求めている教育の自由や自主性に反すると認定しました。子どもたちの卒業制作の展示を、脇に追いやるような非教育的な、福生市のやり方も改善が求められます。

東京地裁判決は東京都教育委員会の無法への断罪であるとともに、二重の意味で政府の教育基本法改定案の不当性への審判ともなっています。

「教育再生」プラン

教育基本法改悪の改定後を物語る安倍「教育再生」プランでは、公立の小中学校で学ぶ子どもたちを、激しい競争にかりたて、「勝ち組」「負け組」にふるいわけるメニユーが満載されています。

全国いっせいで学力テストを、おこない、結果を公表し、全国の学校に点数で序列をつけるというのです。学校選択制を全国に広げ、生徒の募集でも、勝ち負けをつくるというのです。

この手法は一九八〇年代後半イギリスのサッチャー政権の「教育改革」のものまねですが、深刻な教育破壊が進ん

行政書士奥富喜一事務所

の「コマーシャル

得意業務は以下の分野です。

建設業許可・経審・入札、宅建業許可、産廃収集運搬許可、会社設立、会計業務関係、遺言・相続、多重債務相談等

履歴等自己紹介

出版社、会計事務所、大手商社経理処理、建設業経理、民商事務局を経験、前福生市議

クレジット・サラ金・ヤミ金被害など多重債務の悩みを共に、**解消!**
「連絡協議会の相談会」毎週木
多摩西部民商 連絡・問い合わせ 奥富まで

日本共産党西多摩青梅議員団
無料法律相談会(弁護士)
毎月 第2・4(火)
お問い合わせは奥富まで

奥富きいちの活動報告
'06.10 No.008
TEL 042-553-3927
福生市福生947

きいち
ニュース



奥富きいちは上記の見解を発表しました。